

議案第二八号

三朝町室課設置條例の一部を改正する條例の件
三朝町室課設置條例(昭和十九年三朝町條例第
三十五号)の一部を次のように改正するものとす

昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂 出 雅 二

原案可決

昭和三十年三月拾九日

議決

三朝町議会議長 天野 廉



昭和三十年三朝町條例第

号

三朝町室課設置條例の一部を改正する條例

第一條中

「稅務課」
「學生課」
を削除

附則

この條例は公布の日から起行し昭和三十一年四月一日より適用する